

福知山市大規模災害対応力強化指針 (案)

令和 8 年 5 月
福 知 山 市

目次

第1章 福知山市大規模災害対応力強化指針の基本的考え方	2
1 福知山市大規模災害対応力強化指針の位置づけ	2
2 計画期間	2
3 基本理念	4
4 減災目標	4
5 指針策定の視点	5
第2章 本市を取り巻く災害リスクについて	6
1 福知山市の地勢	6
2 水害のリスク	7
3 地震のリスク	9
第3章 対策指針の体系図	11
第4章 各フェーズにおける対策指針について	12
1 予防編	12
2 発災直後・応急対応編	17
3 復旧編	23
4 復興編	25
第5章 大規模災害対応力強化の推進	26
1 実施主体	26
2 防災会議における評価・検証	26
3 進行管理	26
参考資料	28
1 福知山市大規模災害対応力強化検討会委員名簿	29
2 福知山市大規模災害対応力強化検討会資料	29

第1章 福知山市大規模災害対応力強化指針の基本的考え方

1 福知山市大規模災害対応力強化指針の位置づけ

- (1) 「福知山市大規模災害対応力強化指針」(以下「指針」とする)は、今後の10年間で、国、府、市、防災関係機関、市民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等が重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方法を検討会にてとりまとめ、示したものである。
- (2) 指針は、福知山市地域防災計画を円滑に運用するための活動方針と位置付ける。
- (3) 指針は、「京都府戦略的地震防災対策指針」や「公的備蓄の考え方」等に基づき作成しており、府の対応指針に則るものである。

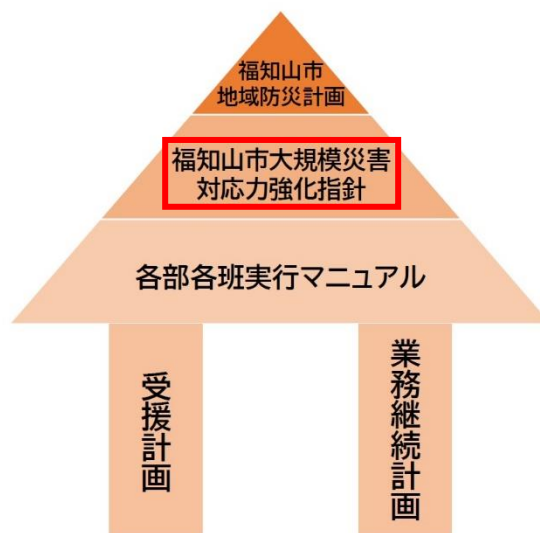


図1 指針のイメージ

2 計画期間

本指針の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とする。

また、計画期間内における国や府の動向、社会経済情勢等の変化等により、必要に応じて適宜指針の見直しを検討する。

■計画期間タイムライン

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
長期目標	ハードとソフトの両面において大規模災害時の対応力を強化することで、「市民とともに作る災害に強いまちづくりの推進」を実現し、死者ゼロを目指す。									
短期目標	5年ごとに事業評価指標を見直し、現状に応じ対策指針の更新を行う。									

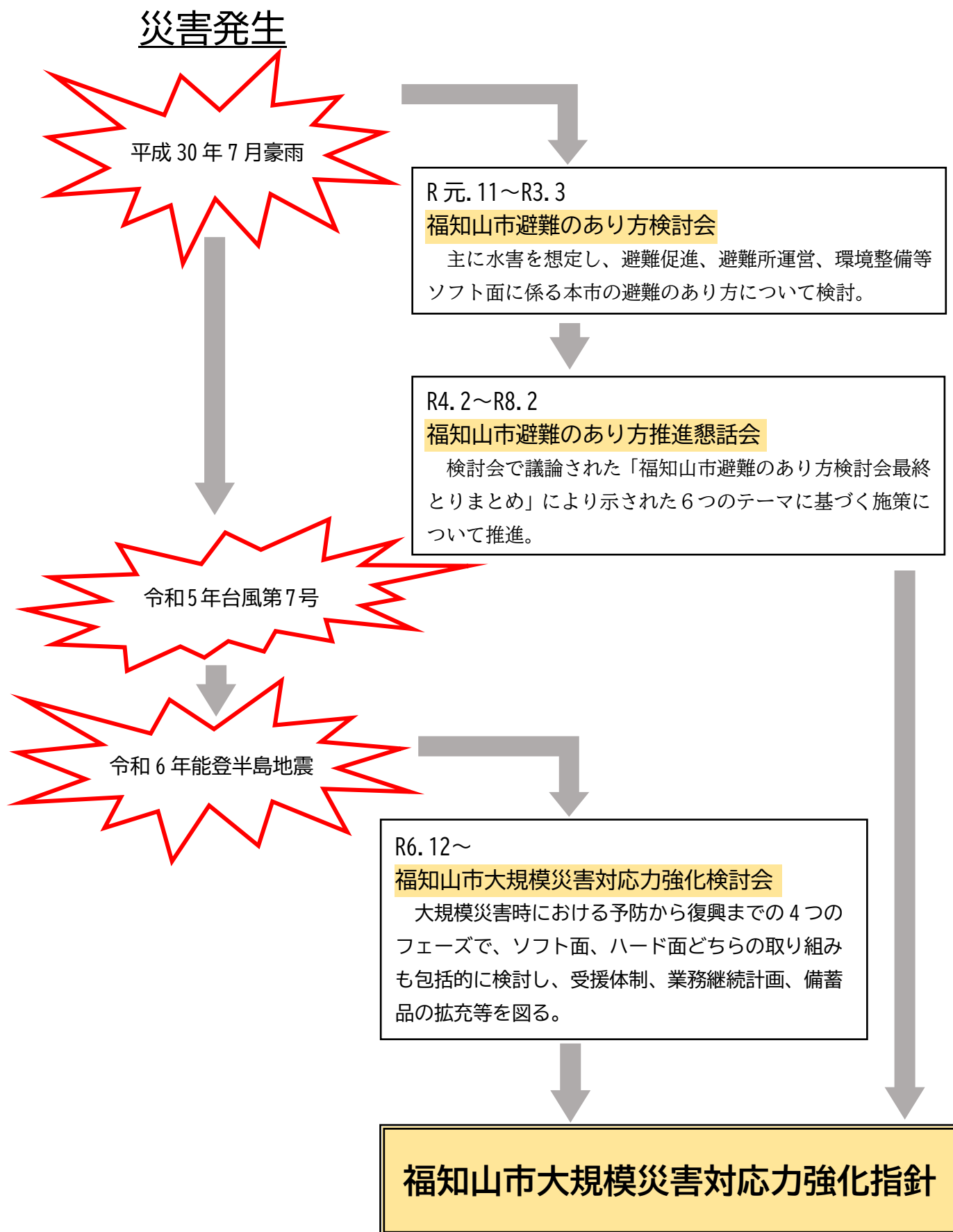


図2 指針策定の経緯

3 基本理念

過去の災害からの教訓を踏まえ、ハードとソフトの両面において大規模災害時の対応力を強化し、「市民とともにつくる災害に強いまちづくりの推進」を実現する。

堤防決壊に至るほどの豪雨や本市において最大震度7と予想されている三峠断層帯による直下型地震等の大規模災害は、一瞬のうちに市民のかけがえのない生命を奪うなど、甚大かつ深刻な被害を与えるものであり、市民の生命と身体と財産を守る上で大規模災害対応力を強化する事は、本市の重大課題である。

これまで本市では、福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめにおける6つのテーマにより、過去に発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓も活かしながら災害対策に取り組んできた。

また、令和6年能登半島地震では、耐震化の遅れによる多数の住宅倒壊や道路の寸断による救出・救助の遅れ、孤立集落の発生や水道をはじめとするライフラインの復旧の遅れに加え、これらによる避難生活の長期化による生活環境悪化など多くの課題があった。

これら災害からの教訓を踏まえ、ハードとソフトの両面において大規模災害対応の取組をさらに強化し、「市民とともにつくる災害に強いまちづくりの推進」を実現し、市民の生命と身体と財産を守る。

4 減災目標

市民の生命、身体、財産を守るための長期的な視点に立ち、ハードとソフトの両面において大規模災害時の対応力を強化することで被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

基本理念を達成するためには、具体的な目標を掲げ、進捗状況を客観的に評価することにより、目標達成に向けた努力を継続的に行うことが重要である。

府による三峠断層帯をはじめとした主要な活断層における地震被害想定の見直し結果においては、耐震化率の向上等を要因として建物被害・人的被害は減少したものの、ひとたび地震が発生すれば甚大な被害が生じることに変わりはないことから、引き続きハード・ソフト一体的な地震防災対策の取組を推進し、被害の最小化を図る必要がある。

また、平成28年に発生した熊本地震では、住宅の倒壊等による直接的な死者の約4倍の方々が避難生活の中で健康を崩すなど災害関連死により亡くなっている。同様に令和6年能登半島地震においても、避難所の衛生環境の悪化や避難生活の長期化により災害関連死による死者が直接死の数を上回っており、被災者の命と健康を守る対策に取り組むこともより重要となっている。

5 指針策定の視点

女性、高齢者、障害のある人、**外国人**をはじめとした多様な立場の人々が参画できるインクルーシブ防災を推進する。

過去の災害においては、**避難所等において**女性や子ども等の社会的に弱い立場にある人々への暴力といった事例が報告されるなど、生命、身体、財産だけでなく、人としての尊厳を守る取り組みも進める必要がある。

また、災害がもたらす影響や必要とされる支援は、性別、年齢、障害の有無、文化等によって異なるため、それぞれのニーズに応じた対策を行い、社会的要因によって生じる格差や支援の偏り等を最小限にすることが重要である。

そのため、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災を進め、平時から子どもや女性、高齢者、障害のある人、**外国人**等へ防災活動の参画を促し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れなければならない。

年齢や性別等によらず、誰もが避難者となる可能性があり、また、支援者として防災の担い手として活躍でき得ることを念頭に、男女共同参画担当部局をはじめ関係機関と連携し、多様な立場の人々が参画できるインクルーシブ防災を推進する。

第2章 本市を取り巻く災害リスクについて

1 福知山市の地勢

本市は、京都府の北西にあり、北は舞鶴市と宮津市及び与謝野町に、東を綾部市と京丹波町に、南と西を兵庫県に隣接している。

面 積	周囲	広ぼう		標高		市役所の位置	
		東西	南北	最高	最低	東経	北緯
552.54 平方 km	174.2km	37.1km	34.3km	839.17m	7.11m	135 度 07 分	35 度 17 分

一級河川である由良川が福知山盆地を貫流し、その支流である牧川、土師川及び和久川等が市内で合流している。福知山盆地は非常に標高が低く由良川と牧川の合流点付近については、標高 12m となっている。

盆地の周辺には、主に洪積層からなる段丘が発達し、最も著しいものは本市の南東部にある長田野で、面積約 4 km²、平均標高約 70m の段丘となっている。

福知山盆地は、かつて湖沼で周囲の山地から流出した土砂が堆積し、その後地殻の隆起によって湖沼が消滅し、由良川がこの堆積層を開析して盆地の周辺に段丘を形成したものと考えられている。

令和 5 年台風第 7 号災害において大規模な土砂災害があった地域は、急傾斜地や扇状地といった土砂災害が発生しやすい地形となっており、その多くの地域が土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定されている。

また、本市には多くの孤立の可能性のある集落が存在しており、土砂災害の影響で道路が寸断され、孤立集落が多く発生することが想定されることから、その対策が喫緊の課題となっている。

2 水害のリスク

本市では、過去から由良川流域による水害に見舞われてきた。特に地形の影響が大きく、川の上流部は勾配が急で流れが速いが、中流部の福知山盆地では勾配が緩くなり水が溜まりやすく、下流部では勾配は緩やかでかつ狭長な谷底平野となっているため、中下流部に位置する本市では水害が頻発している。

過去の水害から様々な対策を実施してきたが、近年は雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、本市は全国で最もこのことを実感する自治体の一つであると言える。また、急激に進行する少子高齢化などの社会環境の変化や ICT など情報技術の進展に伴い、地域の社会環境も変化しており、地域における災害対応のあり方の変革が急務となっている。



出典：由良川水系河川整備計画（H25.6 国土交通省近畿地方整備局）

図3 由良川流域の地形

■本市における過去の水害

令和5年8月台風第7号

総雨量：376mm 時間雨量：114mm 全壊：10棟 半壊：2棟 準半壊：6棟 床上浸水：22棟 床下浸水：79棟



平成30年7月豪雨

総雨量：594.5mm
重傷者：1人 全壊：5棟 半壊：39棟
一部損壊・床上浸水：208棟
床下浸水：493棟



平成29年10月台風第21号

総雨量：200mm
最高水位：7.39m
半壊：12棟 一部損壊：11棟
床上浸水：98棟 床下浸水：227棟



平成26年8月豪雨

総雨量：357.5mm 死者：1人
全壊：13棟 大規模半壊：6棟
半壊：266棟 一部損壊：3,968棟
床上浸水：2,029棟 床下浸水：2,471棟



平成25年9月台風第18号

総雨量：216mm 全壊：2棟
半壊：311棟 最高水位：8.3m
大規模半壊：19棟 床下浸水：356棟
一部損壊・床上浸水：423棟



平成16年10月台風第23号

総雨量：307mm 最高水位：7.53m
死者：2人 全半壊：155棟
床上・床下浸水：3,533棟



昭和28年台風第13号

死者：12人
負傷者：820人 家屋流出：84戸
全壊：986戸 半壊：1,384戸
床上浸水：4,075戸 床下浸水：284戸



3 地震のリスク

本市周辺には、6つの活断層(三峠断層、上林川断層、山田断層、養父断層、郷村断層、若狭湾内断層)が存在している。

特に三峠断層における被害想定は、死者 260 人、負傷者 1,521 人、短期避難者が 19,447 人にも上り、**上水道**の 90%超が断水となる恐れがある。

本市は、過去幾度となく由良川の氾濫や内水氾濫、土砂災害等を受け、水害に対する災害対応力の向上を行ってきたが、これに加えて、地震災害による大規模災害の発生に備えた対策が急務となっている。

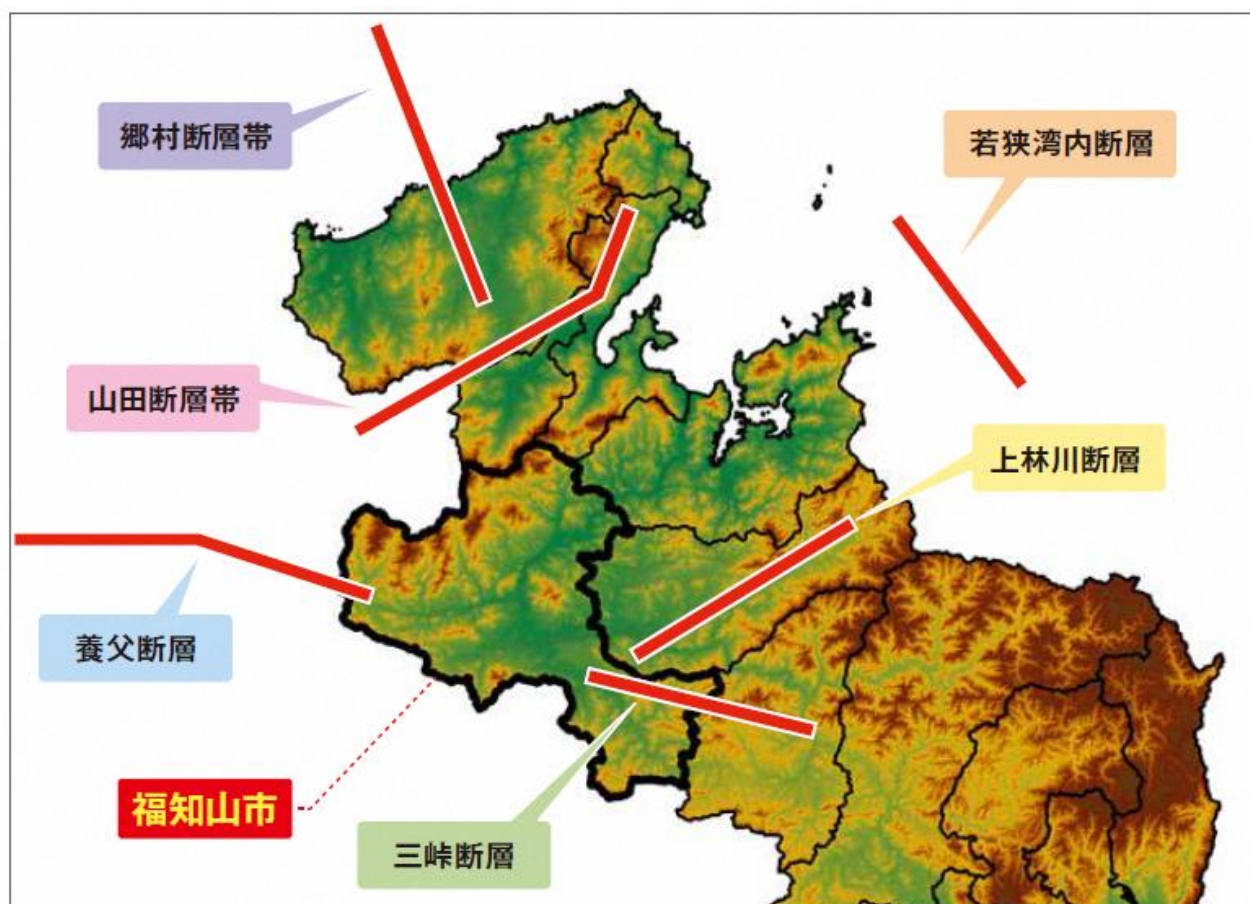


図4 断層位置図

(1) 各断層における直下型地震の被害想定

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				重傷者数 (人)					
上林川断層	7	134	975	212	1,051	10,003	7,513	10,343	48
三峠断層	7	260	1,521	432	2,112	19,447	14,065	11,532	445
郷村断層帯	6強	50	503	68	249	3,032	3,005	7,609	23
山田断層帯	6強	13	126	11	15	387	314	2,456	7

京都府地震被害想定調査結果(2024及び2025)

本市周辺の活断層うち、上林川断層と三峠断層による地震が最大予測震度7となっている。

特に三峠断層による被害が最も大きく、人的被害については、死者260人、負傷者1,521人、要救助者数2,112人、短期避難者が19,447人、建物被害については、全壊14,065棟、半壊・一部半壊11,532棟、焼失建物445棟という被害想定となっている。

(2) 各断層における直下型地震発生時のライフラインの状況

断層名	上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)	都市ガス (停止戸数)
上林川断層	69,506人	5,530人	1,111軒	1,295回線	6.4%	6,000戸
三峠断層	72,728人	8,790人	2,426軒	2,775回線	13.5%	6,000戸
郷村断層帯	63,441人	3,337人	356軒	420回線	2.1%	0戸
山田断層帯	20,748人	1,826人	48軒	57回線	0.3%	0戸

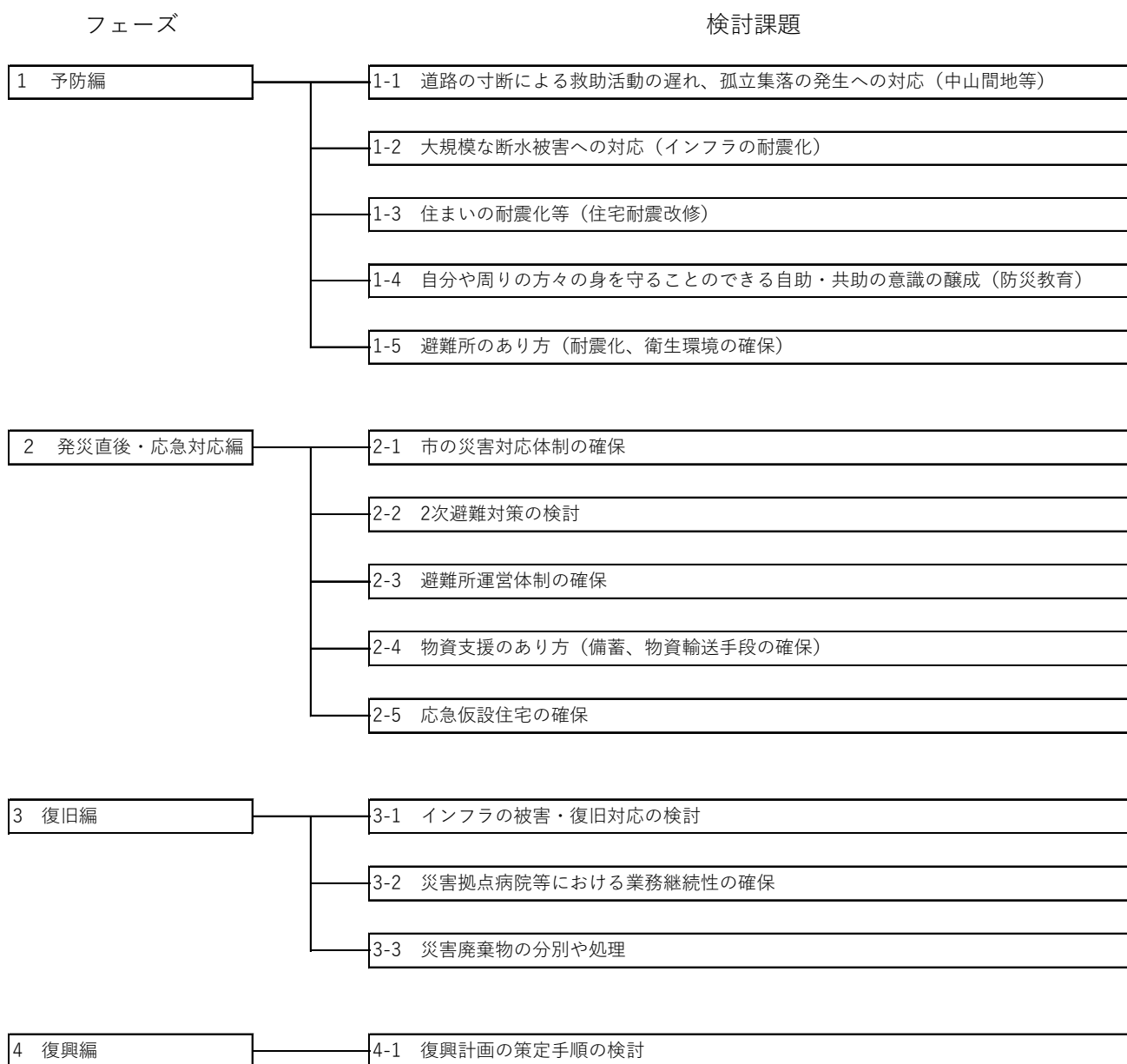
京都府地震被害想定調査結果(2024)

ライフラインの状況について、上下水道は復旧に概ね1か月を要する見込みである。特に上水道については、郷村断層帯で発災直後の断水率が80%、上林川断層、三峠断層では90%を超えており、特に三峠断層では、発災1か月経過後も13.2%が未復旧と想定されており、復旧に時間を要する。

また、電気・通信については、概ね1週間で復旧する見込みである。

第3章 対策指針の体系図

基本理念、減災目標を達成するために、以下のとおり、災害時の4つのフェーズにおける、14の主な検討課題に対して、いくつかの視点から72の具体的な取組内容を設定し、大規模災害対応力を強化することとする。



第4章 各フェーズにおける対策指針について

1 予防編

課題 (1-1)道路の寸断による救助活動の遅れ、孤立集落発生への対応（中山間地等）

背景

- 令和6年能登半島地震においては、大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、孤立集落が多数発生し、発災直後から自衛隊等のヘリによる患者の搬送や救援物資の輸送、孤立住民の救助等が実施された。また、半島という地理的条件から被災地への進出経路が限られ、地震による道路の寸断などにより、迅速な救助活動に支障が生じた。

視点○被災地へのアクセス道路の確保

(1-1-1) 緊急輸送道路¹の改良整備

緊急輸送道路における拡幅等の改良整備を促進する。

(1-1-2) 緊急輸送道路の防災対策

緊急輸送道路における防災対策を促進する。

(1-1-3) 緊急輸送道路の道路橋の耐震改修

福知山市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国・府と連携し緊急輸送道路における道路橋の長寿命化を進める。

(1-1-4) 孤立の可能性のある集落における道路橋の耐震改修

福知山市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、集落まで迂回路がない道路に架かる道路橋の長寿命化を進める。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-1-1	新規	緊急輸送道路の改良整備に係る要望							
1-1-2	新規	緊急輸送道路の防災対策に係る要望							
1-1-3	新規	緊急輸送道路における道路橋の長寿命化の推進							
1-1-4	新規	孤立の可能性のある集落までの道路に架かる道路橋の長寿命化の推進							

¹ 大規模災害発生時に、救援物資の輸送や緊急車両の通行を確保するために指定される道路。

本市では国道9号、173号、175号、176号、426号、主要地方道福知山停車場線、舞鶴福知山線、福知山綾部線、舞鶴綾部福知山線、小坂青垣線、一般府道福知山停車場篠尾線の各路線の一部が指定されている。

視点○迅速な救助活動の実施

(1-1-5) 孤立の可能性がある集落における災害対応体制の整備等

孤立の可能性がある集落のデータベース化や、中山間地における地域においては自らの救急救助能力向上の促進により、災害対応体制の整備を進める。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-1-5	新規	孤立の可能性がある集落への災害対応体制の確保							

課題(1-2)大規模な断水被害への対応（インフラの耐震化）

背景

- ・能登半島地震では、半島という地理的な制約がある中で、大規模な土砂崩壊や道路の寸断が長期化した。また、上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。

視点○上下水道施設・管路の耐震化

(1-2-1) 水道施設・管路の耐震化

福知山市上下水道耐震化計画に基づき、水道施設・管路の耐震化を進める。

(1-2-2) 下水道施設・管路の耐震化

福知山市上下水道耐震化計画に基づき、下水道施設・管路の耐震化を進める。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-2-1	新規	水道施設・管路の耐震化の推進							
1-2-2	新規	下水道施設・管路の耐震化の推進							

視点○断水時の応急給水体制の確保

(1-2-3) 応急給水マニュアル策定の検討

病院、避難所、社会福祉施設等の災害時に優先的に給水を行う施設に対する応急給水マニュアル策定の検討を進める。

(1-2-4) 応急給水体制の確保

給水車の確保や職員及び委託業者の訓練により、給水車を操作可能な要員を確保する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-2-3	新規	応急給水マニュアルの策定・運用							
1-2-4	新規	給水車の確保							
1-2-4	新規	給水車の操縦者の確保							

課題(1-3) 住まいの耐震化等（住宅耐震改修）

背景

- ・能登半島地震をはじめとした大規模地震災害では、建物倒壊による大きな被害が発生しており、市民の生命、身体、財産を守るために建物の耐震化は不可欠。
- ・令和6年度に府で実施された三峠断層の被害想定見直しにより、住家被害数は減っているが、更なる耐震工事等による耐震化の推進や家具の固定等による屋内被災の減少への取り組みが必要。

視点○住宅の耐震化のさらなる促進

(1-3-1) 木造住宅の耐震化推進

必要性を考慮し、優先順位をつけて耐震化を推進する。

(1-3-2) 耐震改修等の啓発

住宅関連業界団体との連携や出前講座等により、耐震改修等の啓発を行うとともに、耐震診断・住宅耐震改修補助制度等を周知する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-3-1	新規	木造住宅耐震診断士派遣の推進							
1-3-1	新規	木造住宅耐震改修補助金利用の推進							
1-3-2	新規	住宅耐震改修等の啓発							

視点○室内の安全対策の促進

(1-3-3) 室内安全対策等の推進

消防団、自主防災組織等との連携により、家具の固定等、居住空間の安全確保に関する情報提供を充実し、室内の安全対策事業等の一層の推進を図る。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-3-3	新規	室内安全対策の啓発							

視点○火災予防対策への対応

(1-3-4) 防火活動の推進

住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災カーテン、感震ブレーカー等の設置並びに災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための準備や行動について、**ライフライン事業者とも連携し**普及・啓発を行う。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-3-4	新規	火災対策の啓発							

課題(1-4)自分や周りの人々の身を守ることでできる自助・共助の意識の醸成（防災教育）

背景

- ・大規模地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」の取組を強化することが重要。
- ・防災意識の高い人材の育成・確保に努め、地震等の被害そのものを軽減するためのソフト対策の充実が必要。

視点○児童・生徒等への防災教育の強化

(1-4-1) 防災教育の推進

国・府や自治会・消防団・自主防災組織等の地域、専門家等と連携した防災教育を拡充する。

(1-4-2) 発達の段階を踏まえた防災教育の実施

全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施するとともに発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-4-1	新規	防災関係機関と連携した出前講座等の実施							
1-4-2	継続	小・中学校生向けの防災教育の実施							

視点○地域の防災意識の向上

(1-4-3) 防災知識の普及啓発

自治会、自主防災組織等の地域と連携し、子どもだけでなく全世代に向けた防災教育・研修・訓練を実施し、地域住民の自発的な協力を得た防災教育を推進する。

(1-4-4) 地域防災リーダーの育成

府・大学と連携し、有事のみならず平時においても地域防災の中心となる役割を担う地域防災リーダーを育成する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-4-3	継続	防災出前講座等の実施							
1-4-3	継続	地域版防災マップを活用した地域での防災訓練の実施							
1-4-3	新規	地域版防災マップの更新							
1-4-4	新規	女性リーダー育成の推進							
1-4-4	新規	大学生リーダー育成の推進							

課題(1-5)避難所のあり方（耐震化、衛生環境の確保）

背景

- ・能登半島地震では断水や避難生活の長期化に伴う避難所の衛生環境の悪化が課題。また、過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震においても、避難所等の環境に起因する災害関連死が発生。
- ・避難生活においては、平時の生活とは異なる環境に置かれることから、災害関連死を防ぐ上で避難所の生活環境の改善が必要不可欠。

視点○避難所の耐震性の確保

(1-5-1) 避難所の耐震化

広域避難所の耐震化率 100%を目指す。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-5-1	新規	避難所の耐震化率の向上							

視点○避難所の環境の整備

(1-5-2) 備蓄資機材の充実と設置体制の確保

簡易ベッドやパーティション等の避難所を快適に保つ備蓄資機材を適切に活用するため、避難所開設後の初動体制を確保する。

(1-5-3) 避難所の環境改善の推進

避難所のトイレの洋式化、マンホールトイレの整備、小・中学校等の避難所における空調の整備等を推進する。

(1-5-4) 新たな資機材の充実による避難所の環境整備

他自治体や民間企業との協定等を活用し、水循環型シャワー、トイレトレーラー、キッチンカー等の新たな資機材を整備することにより一層の避難所環境の改善を図る。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
1-5-2	継続	配備資機材の取扱訓練の実施							
1-5-3	新規	避難所環境改善に係る資機材の整備							
1-5-4	新規	協定を活用した避難所環境改善体制の確保							

2 発災直後・応急対応編

課題(2-1)市の災害対応体制の確保

背景

- ・大規模地震発生時において、災害対策本部機能を維持するとともに、初動対応に必要な要員を速やかに確保し、災害のフェーズや業務内容の変化を踏まえた柔軟な人員配置を行うことが必要。
- ・特に能登半島地震では総務省の応援職員派遣制度によって全国から応援職員が派遣されたが、膨大な人的支援に被災市側が受け止めきれない状況が見受けられたため、事前に受援体制の確保が必要。
- ・被害の状況を迅速かつ的確に把握するための通信手段の確保や情報収集、被災地を迅速に支援するための応援体制及び支援を受け入れるための受援体制の強化が必要。

視点○災害対策本部機能の維持、要員の確保

(2-1-1) 災害対策本部機能の継続性の確保

代替施設の確保等を行い、災害対策本部機能を維持する。

(2-1-2) 危機管理室兼務職員及び災害対策本部各班員における災害対応力の向上の推進

各班におけるマニュアルの見直しや定期的な訓練及び研修を実施し、災害対応力の強化を図る。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・	R17
2-1-1	新規	災害対策本部の代替施設の確保							
2-1-2	新規	危機管理室兼務職員における訓練・研修の実施							
2-1-2	新規	災害対応マニュアルに基づく訓練・研修の実施							

視点○災害時における通信・情報収集能力の確保

(2-1-3) 災害事象の早期覚知及び被災状況の把握

ドローンを保有する民間団体や事業者の協力による被災地域の状況把握・共有体制を確保する。

(2-1-4) 国・府と連携した情報共有体制の確保

内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB）、新物資システム（B-PL0）及び京都府総合防災情報システムを活用し、情報収集及び情報発信を行う。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・	R17
2-1-3	新規	ドローンを活用した被災状況把握体制の確保							
2-1-4	新規	国・府システムを活用した訓練の実施							

視点〇応援・受援体制の確保

(2-1-5) 受援体制の確保

国や府、他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて、情報共有や各種調整を行うための受援計画を策定し、計画に基づく訓練を実施する。

(2-1-6) 応援職員受け入れのためのマニュアルの整備

家屋被害調査や罹災証明書発行、災害廃棄物等、被災時に発生する業務マニュアル策定及び更新を行う。

(2-1-7) 応援職員受け入れ体制の確保

旅館ホテル生活衛生同業組合等との協定や公的施設、指定管理施設等を活用した宿泊場所を確保する。

(2-1-8) 緊急消防援助隊及び府内消防応援隊の受援体制の強化

緊急消防援助隊及び府内消防応援隊における受援に関する訓練を実施し、受援体制を強化する。

(2-1-9) 広域防災活動拠点の運用における実効性の確保

府が整備する広域防災活動拠点との連携体制を確保する。

(2-1-10) 府内市町村間における応援体制の構築

北部連携等における相互応援・受援に係る訓練等を実施し、連携体制を構築する。

(2-1-11) 災害時に必要な資格取得の推進

中型免許等、職員に対して必要な資格の取得を推進する。

(2-1-12) 災害ボランティアセンターにおける情報共有体制の確保

福知山市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの円滑な立ち上げやその後の運営を支援するため、各関係部署との情報共有体制を構築する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-1-5	新規	受援計画に基づく訓練の実施							
2-1-6	新規	平易な災害時業務マニュアルの策定							
2-1-7	新規	応援職員向け宿泊場所の確保							
2-1-8	新規	受援に係る訓練の実施							
2-1-9	新規	広域防災活動拠点に係る訓練の実施							
2-1-10	新規	府内市町村間における訓練の実施							
2-1-11	新規	災害時に必要な資格取得の推進							
2-1-12	新規	災害ボランティアセンターにおける情報共有体制の確保							

課題(2-2)2次避難²対策の検討

背景

- ・能登半島地震においては、被災者の命と健康を守るため、孤立集落からの避難者や、特に高齢者など要配慮者²について、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施。
- ・2次避難を行うべき場合や優先的に2次避難を行う対象者については、災害の規模や種類、指定避難所の想定収容人数、高齢化率等を踏まえて検討が必要。

視点○府県間、市町村間を越えた避難体制の確保

(2-2-1) 広域避難³体制の確保

広域避難を行うべき場合やその対象者を整理するとともに、受入先や移動手段について検討する。

(2-2-2) 旅館ホテル生活衛生同業組合等との協定締結の推進

被災者を受け入れ可能なホテル及び旅館等を確保する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-2-1	新規	広域避難体制の確保							
2-2-2	新規	宿泊に関する協定の締結							

視点○要配慮者の避難体制の確保

(2-2-3) 避難行動要支援者⁴における避難体制の確保

個別避難計画の策定を促進するとともに、移送手段の確保や、避難生活における支援体制を確保する。また、同計画に基づいた避難訓練を実施し実効性を確保する。

(2-2-4) 福祉避難所及び福祉避難スペースの充実

福祉ベッドやパーティション等の要配慮者⁵の避難時に適した資機材を整備し、福祉避難所や福祉避難スペース⁶の充実を図る。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-2-3	新規	避難行動要支援者名簿の充実							
2-2-3	継続	個別避難計画策定の推進							
2-2-3	継続	個別避難計画に基づく訓練の実施							
2-2-4	継続	要配慮者対応資機材の拡充							
2-2-4	継続	配備資機材取扱訓練の実施							

² 発災直後の一時的な避難後、ホテルや旅館等の長期的に生活できる安全な場所へ避難すること。

³ 災害の拡大により地域内での避難継続が困難となった場合に他自治体へ避難すること。

⁴ 要配慮者のうち、自力での避難が困難であり、他者による支援を必要とする者。

⁵ 高齢者、障害のある人、外国人等の災害時に特別な配慮を要する者。

⁶ 広域避難所の一部に設ける、要配慮者のための避難スペース。

課題(2-3)避難所運営体制の確保

背景

- ・避難者にとって必要な生活環境を円滑に整えていく上で、被災者支援体制の構築や、避難所における運営体制を構築することが必要。
- ・能登半島地震では、自主避難所が多く開設されたほか、在宅避難者や車中避難者などに対する被災者支援の体制を構築するのに時間を要した事例が見られた。
- ・能登半島地震では、長期化する避難生活を支えるため、保健医療福祉活動チームの派遣による医療・健康支援が行われた。
- ・災害時の保健・医療・福祉ニーズに対応するため、府と連携して専門職の派遣による対応の充実を図る必要がある。
- ・専門的な知識をもつ NP0 の活動を調整するため、全国的な災害中間支援組織との連携をはじめ、NP0、ボランティア等との連携体制を確保する必要がある。
- ・避難生活の長期化により児童・生徒の教育機会の確保が困難となった。

視点○避難者及び応援者職員等による避難所運営体制の確保

(2-3-1) 地域コミュニティの強化による避難体制の確保

避難所運営に必要な知識を普及し、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を構築する。

(2-3-2) 避難所運営マニュアルの策定

避難所運営マニュアルを策定し、業務内容を明らかにすることで、市職員だけでなく応援職員、地域住民が避難所を運営できるような体制を確保する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・	R17
2-3-1	新規	避難所運営の住民委託							
2-3-2	新規	避難所運営マニュアルの策定・運用							

視点○在宅避難者、車中避難への対応

(2-3-3) 避難所外避難者への支援に向けた体制構築

避難所外避難者について、自治会単位で情報把握に向けた体制の構築や食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施を推進する。

また、避難者実態の調査方法について検討する。

(2-3-4) 多様な視点を踏まえた情報発信の推進

障害のある人や外国人等も受け取り可能な情報発信を行う。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・	R17
2-3-3	新規	避難所外避難者への支援体制の確保							
2-3-4	新規	多様な視点を踏まえた情報発信体制の確保							

視点○避難者の健康管理

(2-3-5) 避難者の健康管理体制の確保

要配慮者や在宅避難者等の多様な支援ニーズに対応するため、保健師や栄養士等の福祉関係者との連携を強化し、被災者に対する福祉的支援等の充実を図り、災害関連死等の健康二次被害を防ぐ。

(2-3-6) 医療・介護・福祉等の専門職との連携体制の確保

府の保健医療福祉調整本部及び同地域本部と連携し、災害時において、医療・介護・福祉等の専門職と行政が円滑な連携のもと、対応が取れるよう平時から関係性を構築する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-3-5	新規	避難者への健康管理体制の確保							
2-3-6	新規	医療・介護・福祉関係団体との連携体制の確保							

視点○NP0、ボランティア等との連携

(2-3-7) 専門ボランティア団体及び災害中間支援組織との連携

NP0 の活動を調整するため、京都府災害ボランティアセンターや全国的な災害中間支援組織（JV0AD 等）との連携体制を構築する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-3-7	新規	災害中間支援組織との連携体制の確保							

視点○災害時の学校再開支援

(2-3-8) 教育機会の確保

小・中学校の教室、体育館における避難所生活が長期化した場合の児童・生徒の教育機会を確保するための体制を確保する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-3-8	新規	教育機会を確保するための体制の確保							

課題(2-4)物資支援のあり方（備蓄、物資輸送手段の確保）

視点○発災時に必要な備蓄の確保

背景

- ・指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保する必要がある。
- ・国からのプッシュ型支援は発災後３日目までに必要となる物資が被災地に届くよう調整されており、発災から３日間は家庭等の備蓄と地方公共団体における備蓄で対応することが必要。

(2-4-1) 備蓄体制強化の推進

府の重点備蓄品目や被害想定に基づく備蓄数量の見直し等を実施するとともに、多様な視点から必要な備蓄物資を検討することで、備蓄体制の強化を図る。

(2-4-2) 備蓄品保管場所の確保

既設の備蓄倉庫の建て替えや配置の見直し、備蓄倉庫の新設や市有施設の利活用による保管場所を確保する。

(2-4-3) 共用備蓄倉庫の設置の推進

府や市町村が共用で使用可能な備蓄倉庫設置の検討を行う。

(2-4-4) 地域完結型の備蓄体制の確保

孤立の可能性がある集落における備蓄体制を確認し、地域完結型の備蓄体制確保のための検討を行う。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-4-1	新規	公的備蓄等に係る基本的な考え方に基づく物資の確保							
2-4-2	新規	備蓄品保管場所の確保							
2-4-3	新規	共用備蓄倉庫に係る要望							
2-4-4	新規	地域完結型の備蓄体制確保のための検討							

視点○適切かつ確実な物資輸送

(2-4-5) 救援物資受入拠点における運営方法の確立

物資輸送拠点において効率的な荷捌きができるよう民間物流事業者等との連携を促進し、大規模災害発生時を想定した物資拠点運営マニュアルを策定する。

(2-4-6) ドローンを活用した物資輸送体制の確保

車両等による輸送が困難な地域や有人航空機の離着陸が困難な地域へのドローンによる物資の輸送体制を整備する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-4-5	新規	物資拠点運営マニュアルの策定・運用							
2-4-6	新規	ドローンによる物資輸送体制の確保							

課題(2-5)応急仮設住宅の確保

背景

- 避難者の生活を安定させるためには、迅速に応急仮設住宅・公営住宅等を確保することにより、被災者の住まいの再建を図ることが必要。

視点○多様な応急住宅の確保

(2-5-1) ニーズに応じた応急仮設住宅の提供体制の確保

ニーズに応じて被災者へ応急仮設住宅を提供するため、**みなし仮設住宅の活用も含め、応急仮設住宅の候補地を検討する。**

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-5-1	新規	応急仮設住宅建設箇所の確保							
2-5-1	新規	既存住宅を活用した応急仮設住宅提供体制の確保							

視点○迅速に提供できる体制の確保

(2-5-2) 家屋被害認定調査等を迅速に実施できる体制の強化

家屋被害認定調査等に係る研修や訓練を実施する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
2-5-2	新規	家屋被害認定調査等の研修・訓練の実施							

3 復旧編

課題(3-1)インフラの被害・復旧対応の検討

背景

- インフラが被害を受けた場合、長期の停電や断水が発生し被災者の生活に甚大な影響を与え、住民への支援が遅れるおそれがある。
- 国、府、市、インフラ事業者が連携し、迅速な応急復旧を行う体制を平時から構築する必要がある。

視点○復旧に関する計画の整備

(3-1-1) 道路啓開計画の策定の検討

国・府と連携して各管理の道路啓開計画の策定の検討を進める。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
3-1-1	新規	道路啓開計画の策定							

視点○事業者との連携体制を強化

(3-1-2) インフラ事業者との連携体制の強化

インフラ事業者と平時から相互での情報提供や連携訓練を実施し、連携体制の強化を図る。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
3-1-2	新規	インフラ事業者と連携した訓練の実施							

課題(3-2)災害拠点病院等における業務継続性の確保

背景

- ・大規模地震発生に備えた医療・福祉施設の強靱化、被災後の迅速な復旧対応、平時や災害時の連携体制の確保に向けた検討が必要。

視点○施設の耐震性の確保

(3-2-1) 市内医療施設及び社会福祉施設における耐震診断及び耐震改修の推進

国の助成制度を周知し、各施設の耐震化を促進する。

(3-2-2) BCP 策定の推進

災害時に医療・福祉体制が確保できるよう病院や社会福祉施設における BCP の策定を推進する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
3-2-1	新規	市内の各医療機関の耐震化							
3-2-1	新規	市内の各社会福祉施設の耐震化							
3-2-2	新規	市内の各医療機関における BCP の策定							
3-2-2	新規	市内の各社会福祉施設における BCP の策定							

課題(3-3)災害廃棄物の分別や処理

背景

- ・能登半島地震では災害廃棄物の分別が細かく、臨時収集場所でボランティア等が混乱した。事前に災害廃棄物の処理について検討が必要。

視点○円滑な災害廃棄物の収集・処理

(3-3-1) 災害廃棄物の臨時収集場所の確保

臨時収集場所の用地の確保及びレイアウトを作成する。

(3-3-2) 災害廃棄物分別に関する情報発信の推進

災害廃棄物の分別について、市民やボランティアにわかりやすい周知や広報の方法を検討する。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
3-3-1	新規	災害廃棄物の臨時収集場所の確保							
3-3-2	新規	災害発生時の廃棄物処理の内容を含む講座等の実施							

4 復興編

課題(4-1)復興計画の策定手順の検討

背景

- ・ 今後の大規模災害に備え、災害応急対策から復旧・復興、生活・生業再建支援までの一体的な復興に向けた事前準備が必要。
- ・ 発災後から 10 年後、20 年後を見据えた復興の考え方を検討する。

視点○復興に向けた事前準備

(4-1-1) 復興に係る体制の確保

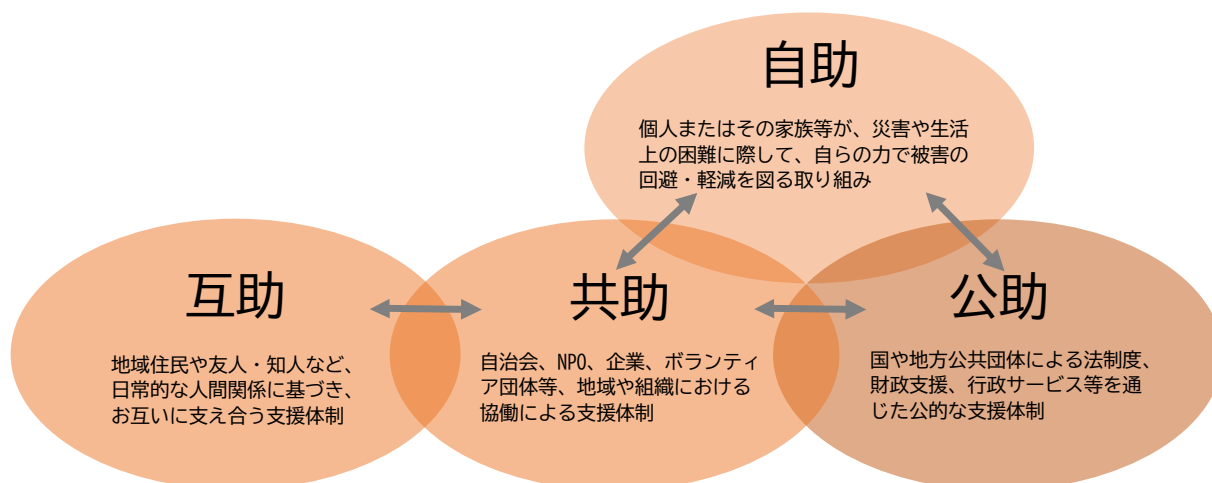
被災の影響を少なくするまちづくりや被害からの回復をいかに早くできるか、また、被災から 10 年後 20 年後を見据えたまちの復興について計画の検討を進め、復興に向けての事前準備に取り組む。

No.	新規/ 継続	取組目標	R8	R9	R10	R11	R12	・ ・	R17
4-1-1	新規	復興に係る体制の確保							

第5章 大規模災害対応力強化の推進

1 実施主体

国、府、防災関係機関、市民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等のそれぞれの主体は「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、大規模災害対応力強化の取組を推進する。



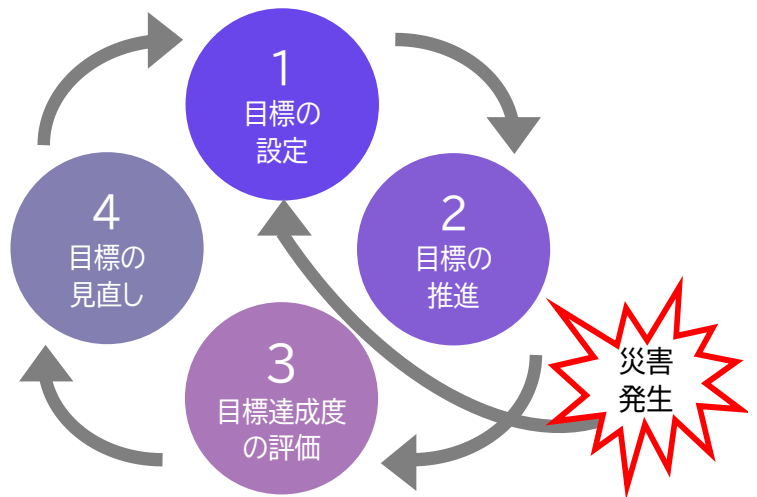
2 防災会議における評価・検証

福知山市防災会議の専門部会として大規模災害対応力強化部会（仮）を設置し、目標の達成状況を評価検証する。

3 進行管理

- (1) 指針の取組状況については、強化部会（仮）の事務局である危機管理室が定期的に調査・確認し、その内容を強化部会（仮）にて審議し、その結果を防災会議にて報告する。
- (2) 目標の設定・推進・達成度の評価・見直しの過程を繰り返すことにより、必要に応じて指針の見直しを行い、時代の要請に即した指針の維持を図る。本指針策定後、市は資機材の整備等、目標達成に必要な取組を推進することで、大規模災害対応力の強化に努めるものとする。

- (3) 本市において大規模災害が発生した際には、災害対応に従事した職員から得られた知見や意見を集約し、指針の継続的な見直しを行う。
- (4) 他自治体において大規模災害が発生した際には、必要に応じて本市から職員を派遣し、現地における支援活動を実施する。派遣職員から得られた現地の知見や課題を踏まえ、指針に反映する。



資料集

参考資料

1 福知山市大規模災害対応力強化検討会委員名簿

区分	組織・役職	氏名 (敬称略)
学識経験者	京都大学防災研究所 教授	牧 紀男
	福知山公立大学 准教授	大門 大朗
	福知山公立大学 特任教授	水口 学
住民代表	自治会長運営委員会連絡協議会 会長	谷垣 均
	自主防災組織	串尾 純子
	民生児童委員連盟 代表	浅野 義則
	福知山市連合婦人会 会長	森田 雅子
関係機関・団体	福知山市男女共同参画審議会	杉山 伸子
	福知山市社会福祉協議会 代表	宮本 香子
	福知山民間社会福祉施設連絡協議会 代表	達脇 博人
ライフライン	NTT西日本株式会社 京都支店 設備部長	辻宗 勝
	関西電力送配電株式会社 福知山配電営業所長	安藤 修浩
	福知山都市ガス株式会社 技術部長	田邊 英樹
行政機関等	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 所長	大西 民男
	京都府中丹広域振興局 局長	奥野 昌徳
	京都府中丹西保健所 所長	阪倉 長平
事務局	福知山市 副市長	前川 二郎
	福知山市 危機管理監	松本 美規夫
	福知山市 人権推進室長	芦田 直也
	福知山市 健康福祉部長	山添 祥代
	福知山市 こども家庭部長	谷口 学
	福知山市 産業部長	西畑 信寿
	福知山市 建設交通部長	荒木 正人
	福知山市 教育委員会教育部長	大西 孝治
	福知山市 消防長	澤田 晴彦
	福知山市 上下水道部長	神内 明宏
	福知山市民病院診療部 副部長	北川 昌洋

2 福知山市大規模災害対応力強化検討会資料

福知山市大規模災害対応力強化指針策定に係る検討課題とその取組内容(案)

主な検討課題（現状認識）		検討の視点	取組内容の案	主な委員意見
1 予 防 備	(1-1) <u>道路の寸断による救助活動の遅れ、孤立集落の発生への対応（中山間地等）</u> ・大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、孤立地域が多数発生し、発災直後から自衛隊等のヘリによる患者の搬送や救援物資の輸送、孤立住民の救助等が実施された。 ・令和6年能登半島地震においては、半島という地理的条件から被災地への進出経路が限られ、地震による道路の寸断などにより、迅速な救助活動に支障が生じた。	被災地へのアクセス道路の確保	○(1-1-1) 国・府と連携した各管理の緊急輸送道路の改良整備（拡幅等）を進める ○(1-1-2) 国・府と連携した各管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める ○(1-1-3) 国・府と連携した各管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める ○(1-1-4) 耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する ○(1-1-5) 孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める （集落まで迂回路がない道路に架かる道路橋の耐震対策等を実施） ○(市管理の道路の改良整備（拡幅等）を進める)	▽緊急輸送道路の意味合いがわかりにくいため定義化付けが必要
		迅速な救助活動の実施	○(1-1-6) 孤立可能性の高い地域の災害対応体制の整備を進める ・孤立可能性の高い地域のテーターベース化 ・空路を活用した救助・物資の輸送体制の確保 ・中山間地における地域自らの緊急救助能力向上を図る ○(1-1-7) 指定避難所又はその近隣で地域完結型の備蓄体制を確保 （例：孤立の可能性のある集落への小型倉庫の設置等） ○(1-1-8) 孤立集落等へのドローンを活用した物資輸送 ・車両等による輸送が困難な地域や有人航空機の離着陸が困難な地域へのドローンによる物資の輸送体制の確保（協定等も活用する）	△孤立しても一定期間生活ができるような環境作りが必要 ▽孤立集落に関する文言（「可能性のある」「想定される」などの表記）の統一が必要
1 予 防 備	(1-2) <u>大規模な断水被害への対応（インフラの耐震化）</u> ・能登半島地震では、半島という地理的な制約がある中で、大規模な土砂崩壊や道路の寸断、断水の長期化上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。 ・避難所等における避難生活が長期化により、生活用水の確保が課題となった。	水道管、下水道管の耐震化	○(1-2-1) 市が管理する上下水道施設の耐震化を進める ○(1-2-2) 指定避難所等の重要施設に接続する上下水道の管路の耐震化を進める ○(1-2-3) 孤立が想定される地域の対策を推進する	△老朽化した水道管への対策が必要 △水道の事前防止対策の内容を記載するべき ▽応急給水計画の策定期間が10年となっているが、策定するには期間が長すぎるため、整理する必要がある
		断水時の応急給水体制の確保	○(1-2-4) 優先的に給水を行う施設（病院、避難所、社会福祉施設等）に対する応急給水計画の検討を進める ◎(1-2-5) 応急給水体制の確保 給水車の整備、給水車を運転・操作できる要員の確保（職員の研修・免許取得推進、委託事業者・協定業者の確保）	
1 予 防 備	(1-3) <u>住まいの耐震化等（住宅耐震改修）</u> ・能登半島地震をはじめとした大規模地震災害では、建物倒壊による大きな被害が発生しており、市民の生命・身体を守るために建物の耐震化は不可欠 ・令和5年度に京都府が実施した花折断層帯地震被害想定の見直し結果においては、耐震化の向上等による人的・建物被害が大幅に減少したため、令和6年度に京都府で実施される三峠断層の被害想定見直しにより同様に減少する可能性あり	住宅の耐震化のさらなる促進	○(1-3-1) 木造住宅の耐震化を進める ・必要性を考慮し、優先順位をつけて耐震化を推進 ○(1-3-2) 住宅関連業界団体と連携し、補助制度の周知や出前講座等によるリフォームの際の耐震改修等の啓発を実施する ・住宅耐震改修、耐震診断補助制度等の周知	△耐震化に優先順位をつけ、本当に耐震化が必要な住宅の耐震化を推進していくべき ▽耐震化について、市職員のみではなく自治会長や民生委員が住民と一緒に回ることによって耐震化率が上がったという事例があるので、地域と一緒にやっていくことが重要
		室内の安全対策の促進	◎(1-3-3) 国・京都府等と連携して教員の固定化等の室内安全対策等を進める ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具の固定等、居住空間の安全確保に関する情報提供を充実	
		火災予防対策への対応	○(1-3-4) 住宅用火災警報器、住宅用火災、防炎カーテン、感震ブレーカー等の設置並びに災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う	▽防火活動の推進について、感震ブレーカーやガス電気の遮断の記載もあることから、ライフライン事業者との連携が必要
1 予 防 備	(1-4) <u>自分や周りの方々の命を守ることでできる自助・共助の取組の醸成（防災教育）</u> ・大規模地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」の取組を強化することが重要 ・防災意識の高い人材の育成・確保に努め、地震等の被害そのものを軽減するためのソフト対策の充実が必要	児童・生徒等への防災教育の強化	○(1-4-1) 国・府や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する ・国、府や地域（自治会・消防団・自主防災会等）、専門家等と連携した防災教育を拡充 ○(1-4-2) 学校安全計画に基づき発達の段階に合わせた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確立・改善を実施 ・発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充	□自治会、各家庭における防災意識向上のための学習や研修が必要 ▽子どもたちを見て親御さんや地域の方の意識が変わっていくということもあるため、子どもたちから防災を教えてもらうという視点も重要
		地域のリーダーとなる人材の育成	○(1-4-3) 府・大学と連携し、有事のみならず平時においても地域防災の中心となる役割を担う地域防災リーダーを育成する ・福知山公立大学生を中核とした地域のリーダーとなる若手の育成を推進 ・女性の地域防災リーダーの育成を推進 ○(1-4-4) 自主防災組織や関係機関との連携など、市民一人ひとりの防災知識の普及啓発や防災意識の向上を行う ・行政、地域等が連携し子どもだけでなく全世代に向けた防災教育・研修を実施 ・行政、地域等が連携し各家庭や要配慮者における防災意識の向上を目的とした研修や学習を実施 ・地域住民の自発的な協力を得た防災教育の推進 ・地域版防災マップ更新の推進	□自治会、各家庭における防災意識向上のための学習や研修が必要 △地域の実情に合わせ、地震対策の内容をきめた地域版防災マップの更新が必要 ▽自治会の防災訓練について、自治会に対して市が指導を取って実施していただきたい ▽京都府への要請として、民生委員への防災に関する研修の実施を検討していただきたい ▽「地域のリーダーとなる人材の育成」が単独で視点に記載されている（P15）がその前に「地域の防災力の向上」という大項目があってその中に地域リーダーの育成の内容が入るイメージになるかと思う

【取組内容の案】 ○・・・事務局案 ●・・・派遣職員からの意見	【委員意見】 □・・・第1回避難所環境改善委員会 ◇・・・第2回避難所等環境改善委員会 △・・・第2回大規模災害対応力強化検討会 ▽・・・第3回大規模災害対応力強化検討会
---------------------------------------	---

主な検討課題（現状認識）		検討の視点	取組内容の案	主な委員意見
1 予 防 備	(1-5) <u>避難所の在り方（耐震性、衛生環境の確保）</u> ・能登半島地震では新水や避難生活の長期化に伴う避難所の衛生環境の悪化が課題 ・避難生活においては、平時の生活とは異なる環境に置かれることから、災害関連死を防ぐ上で避難所の生活環境の改善が必要不可欠	避難所の耐震性の確保	○(1-5-1) 避難所の耐震化を進める ＜耐震化率100%を目指す＞	
		避難所の環境の整備	○(1-5-2) 避難所の開設当初からの備蓄資機材の設置体制を確保する ・開設当初から可能な限り良好な避難所環境を整備するために必要な備蓄方法の検討 ・障害のある人や高齢者等、配慮が必要な避難者に考慮した人権を尊重した資機材整備の推進 ・女性目線による備蓄物資の選定、設置の推進 ・障害のある人や高齢者等、優先的に簡易ベッド等を設置する者を検討 ・パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドは、避難所の開設時に設置 ○(1-5-3) 新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める (例) 水循環型シャワー・手洗いスタンド、衛星インターネット等の活用 災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用 トイレ・ラハウス、トイレ・トレーラー、キッチンカー等の活用・協定 (国が進める大型のガス設備や燃料など、調理に必要な設備備蓄の活用) ○(1-5-4) 避難所のトイレの洋式化、マンホールトイレの整備を促進する ○(1-5-5) 小・中学校等の避難場所における空調の整備を推進する	□簡易トイレで使用するテントは障害者が使用しやすいよう大きいものを整備するべき □大人が使用できるベッドを備えたユニバーサルトイレの設置等、障害者や高齢者に対する配慮をもっとするべき △女性目線の現実的な備蓄の推進が必要 △避難所のあり方に人権を尊重した視点を取り入れるべき ▽「可能な限り良好な」避難所環境や「必要な」資機材という表現（P16）は、人によってとらえ方が変わってくるのではないかと ▽情報の集約について、物資の状況や避難所の状況を住民の方へ情報共有できるように情報集約の仕組みが必要 ▽避難所で人権を尊重するためには、避難所運営体制の確保においても、人権の尊重と暴力の禁止を明示していただきたい
2 発 災 直 後 ・ 応 急 対 応 備	(2-1) <u>市の災害対応体制の確保</u> ・大規模地震発生時において、災害対策本部機能を維持することともに、初動対応に必要な要員を速やかに確保し、災害のフェーズや業務内容の変化を踏まえた柔軟な人員配置を行うことが必要 ・被害の状況を迅速かつ的確に把握するための通信手段の確保や情報収集、被災地を迅速に支援するための応援体制及び支援を受け入れるための応援体制の強化が必要 ・特に能登半島地震では総務省の応援職員派遣制度によって全国から応援職員が派遣されたが、膨大な人的支援に被災市側が受け止めきれない状況が見受けられたため、事前に支援の体制をとることが必要	災害対策本部機能の維持、要員の確保	○(2-1-1) 災害対策本部・支所機能の継続性を確保する（代替施設の確保） ◎(2-1-2) 兼務職員や災害対策本部各班員の災害応力の向上を図る ・各班におけるマニュアルの見直し ・定期的な訓練や勉強会を開催	
		災害時における通信・情報収集能力の確保	○(2-1-3) ドローン等により火災等の災害事象の早期発見・被災状況を把握する ・ドローンの整備 ・ドローンを保有する民間団体や事業者の協力による被災地域の状況把握・共有体制の確保 ・動画撮影・送信機能を有するドローンの整備及び接続技術を有する職員の養成 ◎(2-1-4) 国の新たな総合防災システム（SOBO-WEB）との連携を行う	
2 発 災 直 後 ・ 応 急 対 応 備	(2-2) <u>広域避難対策の検討（1.5次・2次避難）</u> ・能登半島地震においては、被災者の命と健康を守るため、孤立集落からの避難者や、特に高齢者など要支援者について、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施 ・2次避難を行うべき場合や優先的に2次避難を行う対象者については、災害の規模や種類、指定避難所の想定収容人数、高齢化率等を踏まえて検討が必要	応援・応援体制の確保	◎(2-1-5) 国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備を行う ・応援職員受け入れのための受援計画の策定 ◎(2-1-6) 応援職員を円滑に受け入れるためのマニュアルを整備する ・応急危険度判定のコーディネーター養成 ・業務終結者による市内職員応援体制の構築 ・家屋被害調査や罹災証明書発行、災害ゴミ等、被災時に発生する業務マニュアル作成・更新 ・女性の応援職員の受け入れに必要な体制の構築 ◎(2-1-7) 国、府、自治体、関係機関からの応援職員受け入れ体制（宿泊場所等）を確保する ・府が締結している旅館ホテル生活衛生同業組合等との協定による空き室確保 ・公的施設、指定管理施設等を活用した宿泊場所の確保 ◎(2-1-8) 緊急消防援助隊、府内消防応援隊の応援、受援体制を強化する ・移動式トイレ等、被災地における職員の活動を支える資機材の整備 ・熱中症対策や防寒対策に資する資機材の整備 ○(2-1-9) 広域防災活動拠点の運用の実効性を確保する ・京都府の広域防災活動拠点との連携体制の確保 ○(2-1-10) 北部連携等、被害想定に応じた府内市町村間の応援体制を構築する ・北部連携等における相互応援・支援に係る訓練等の実施による連携体制の構築 ◎(2-1-11) 迅速な救急活動、復旧活動を実施するため、民間との連携を推進する ◎(2-1-12) 大型免許やけん引免許等、職員に対して必要な資格の取得を推進する	△被災市町職員だけでは実施できない業務を国・京都府が責任をもって実施する体制づくりの働きかけが必要 △災害対応に携わる女性職員等への支援および女性の応援職員の受け入れに必要な体制の構築等を取り入れるべき △応援職員の宿泊施設や活動拠点の確保が必要 △近隣他府県の市町村と連携して、応援を受けられるような日頃からの関係性を構築することが重要 ▽大規模災害時は全国から多くのガス事業者が派遣されることから、拠点の用地や宿泊地の確保を検討していただきたい ▽受援体制のガイドラインの作成、項目のリスト化が必要 ▽家屋被害調査について、2次調査により家の中に立ち入る際の配慮が必要
		府県間、市町村間を越えた避難体制の確保	○(2-2-1) ホテル・旅館等への2次避難体制を確保する ・2次避難を行うべき場合やその対象者の整理 ・被災者を受け入れ可能な、ホテル、旅館等の確保 ・バスなど被災者の移送手段の確保 ○(2-2-2) 生活衛生組合・旅館業組合等との協定締結を推進する	□対象者の整理やコミュニティの分断を招かない避難の考え方を整理するべき
2 発 災 直 後 ・ 応 急 対 応 備	(2-2) <u>広域避難対策の検討（1.5次・2次避難）</u> ・能登半島地震においては、被災者の命と健康を守るため、孤立集落からの避難者や、特に高齢者など要支援者について、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施 ・2次避難を行うべき場合や優先的に2次避難を行う対象者については、災害の規模や種類、指定避難所の想定収容人数、高齢化率等を踏まえて検討が必要	要支援者の避難体制の確保	○(2-2-3) 要支援者の避難体制を確保する ・個別避難計画の策定促進 ・移送手段の確保（車両、要員等） ・個別避難計画に基づいた避難訓練を実施 ◎(2-2-4) 要支援者の避難に適した資機材（福祉ベッド等）の整備を推進する	△地域を熟知した方による要支援者の移送・避難生活を支えるサポーター制度の普及が必要 ▽個別避難計画策定までの努力義務が令和7年度までとなっていることから、実際の策定期間の整合をとる必要がある ▽要支援者の定義づけが必要 ▽支援者や配慮者の区別が煩雑になっているため、用語集を作成し整理する必要がある ▽要配慮者避難計画に関しては、平時から「誰が搬送するか」「どの避難所に直行するか」「電源はどうするのか」などを具体的に決めておく必要がある

主な検討課題（現状認識）		検討の視点	取組内容の案	主な委員意見
2 発災直後・応急対応	(2-3) 避難所運営体制の確保 ・避難者にとって必要な生活環境を円滑に整えていく上で、被災者支援体制の構築や、避難所における運営体制を構築することが必要 ・能登半島地震では、自主避難所が多く開設されたほか、在宅避難者や車中泊避難者などに対する被災者支援の体制を構築するのに時間を要した事例が見られた。 ・能登半島地震では、長期化する避難生活を支えるため、保健医療福祉活動チームの派遣による医療・健康支援が行われた。 ・災害時の保険・医療・福祉ニーズに対応するため、専門職の派遣による対応の充実を図る必要がある。 ・専門的な知識をもつNPOの活動を調整するため、全国的な災害中間支援組織との連携をはじめ、NPO、ボランティア等との連携体制を確保する必要がある。 ・避難生活の長期化により児童・生徒の教育機会の確保が困難となった	避難所の自主的な運営	〇(2-3-1) 地域コミュニティの強化による自主的な避難体制を確保する ・地域住民に主体的な避難所運営ができる体制の協定や委託を進める ・避難所運営サポーターの養成など 避難所運営に必要な知識を普及 ・福祉避難所における避難生活をサポートする人材の育成 ・障害のある人や高齢者でも参加しやすい防災訓練の仕組みづくりと訓練参加の呼びかけ 〇(2-3-2) 避難所における体制構築の在り方や避難所の自主的な運営、女性の運営管理への参画促進、性別によるニーズの違い、外国人等も含めた要配慮者に十分に配慮した物資の確保や配布体制について推進する ・避難所の運営責任者（リーダーや副リーダー）には男女両方を配置 ・炊き出しや物資の管理、清掃、防災・防犯のための巡回など役割分担が画一的にならないよう配慮	□外国人の配慮も取組内容に加えるべき □障害者が安心して避難できる体制や避難所運営、資機材の整備が必要 □地域住民等、避難所運営ができる人材の養成を推進するべき △市民ぐるみで防災を我がごとのように語り合うような地域づくりの推進が必要 △地域住民の自発的な協力を得た避難所運営などの推進が必要 △障害をお持ちの方も参加しやすい地域における防災訓練の仕組みづくりが必要 △女性、子どもなどの脆弱な人々に対する暴力の防止や安全確保が必要 ▽障害のある方の避難について、当事者団体との連携を検討していただきたい ▽障害の“害”は、人のことを指しているため、ひらがなに統一したほうが望ましい
		避難所開設者の負担を軽減するような運営	〇(2-3-3) 市職員や応援職員、地域住民が避難所を運営できるようマニュアルを作成する ・各避難所における運営マニュアルの作成 ・市職員しかできない業務と応援職員が可能な業務を事前に決定 ・地区避難所でも活用できるよう住民に運営マニュアルを共有	□市職員でしかできない業務と応援職員で対応できる業務を記載したマニュアルを早急に作成するべき □地区避難所でも使用できるようなマニュアルを作成するべき
		在宅避難者、車中泊避難への対応	〇(2-3-4) 在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する支援に向けた体制構築を行う △指定避難所以外の避難者に係る情報の把握（地域の自治会等の単位での確認体制の構築） ・食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施 ・在宅避難者及び車中泊避難者に対する支援拠点設置による物資支援、被災者支援情報の提供 △避難者実態の調査方法について検討する（応援職員による調査など） 〇(2-3-5) 情報の受け取りに差がないようSNS等の積極的な活用とともに、配布資料での広報も行う ・障害のある人や高齢者、外国人等も受け取れる情報発信	△当事者に伝わるような積極的な情報配信が必要 △多言語での情報発信を行い、外国人への配慮を行うべき
		避難者の健康管理	〇(2-3-6) 保健医療福祉活動チーム等と連携した避難者（自宅避難者等を含む）の健康管理体制を確立する ・保健師による健康相談及び指導（二次健康被害の予防） ・栄養士による栄養指導等、食事提供支援、栄養マネジメント業務等を実施 ・活動をサポートするシステムの活用 〇(2-3-7) 避難所における福祉支援の充実 ・避難所において、要配慮者等に対して福祉的な支援を行い、二次被害を防止する京都DWATチーム員を養成および活動に携わる福祉関係団体との連携強化 〇(2-3-8) 応援職員を最大限有効活用できるように応援・受援体制の強化を図る 〇(2-3-9) 被災者のメンタルケアの充実を図る ・地府県等、外部からの派遣、支援の受援体制を強化 ・地府県等、外部からの派遣支援の応援体制を維持 〇(2-3-10) 災害時に医療・福祉等の専門職と行政が円滑な連携のもと対応が取れるよう平時から関係性を構築する	□避難された方が命を落とさない避難所運営をするべき □京都DWAT同士の顔の見える関係づくりや横連携、行政との交流を平時から行うべき △国・府・市・関係団体が協力した災害関連死を防ぐための被災者の健康管理体制の構築が必要
		NPO、ボランティア等との連携	〇(2-3-11) 専門ボランティア団体及び災害中間支援組織との連携 ・NPOの活動を調整するため、京都府災害ボランティアセンターや全国的な災害中間支援組織（JVOAD）との連携体制の構築する。 ・ボランティアが活動しやすいようマニュアル作成を検討する ・災害ボランティアに関する正確な情報を広く周知する。	▽社会福祉協議会が立ち上げる災害ボランティアセンターの内容を記載いただきたい ▽災害ボランティアセンターでは、対応できない住民のニーズもあるため、NPOやNGOと連携し、ニーズに対応していく必要がある
		災害時の学校再開支援	〇(2-3-12) 小中学校の教室、体育館における避難所生活が長期化した場合の児童・生徒の教育機会を確保するための体制を確保する ・学校再開支援チームなど体制確保	
2 発災直後・応急対応	(2-4) 物資支援のあり方（備蓄、物資輸送手段の確保） ・指定避難所又はその近隣で地域完結型の備蓄施設を確保する必要がある。 ・国からのフッシュ型支援は発災後3日目までに必要となる物資が被災地に届くよう調整されており、発災から3日間は家庭等の備蓄と地方公共団体における備蓄で対応することが必要 ・京都府において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄体制を確保する必要がある。	発災時に必要な備蓄の確保	〇(2-4-1) 備蓄の考え方について見直し、市の備蓄体制を強化する ・府の重点備蓄品目の見直しや被害想定見直しに基づく備蓄数量の見直し等を実施（例：24時間分～3日分、ミルク等の新たな備蓄品目や従来の備蓄の拡充） ・要配慮者や女性に配慮した備蓄物資の選定・設置を推進 〇(2-4-2) 備蓄倉庫の新設や市有施設の利活用による新たな保管場所を確保する ・既設の備蓄倉庫の建て替え、配置見直し検討 〇(2-4-3) 京都府へ市町村が共用できる備蓄倉庫の建設を要請する 〇(2-4-4) 地域の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保する 〇(2-4-5) 指定避難所又はその近隣で地域完結型の備蓄体制を確保【再掲】（例：孤立の可能性のある集落への小型倉庫の設置等）	□介助がしやすいよう幅の広い段ボールベッドを備蓄するべき △女性目線の現実的な備蓄の推進が必要 ▽災害時物資を配布する際には、避難所ごとに備りが出ないように配分する
		適切かつ確実な物資輸送	〇(2-4-6) 物資輸送拠点の選定や運営方法を確立する ・災害発生時を想定した物資拠点運営マニュアルの整備（・フォークリフト、ハンドフォーク、パレットやその操作及び運営に必要な人員を確保） ・物資輸送拠点において効率的な荷捌きができるよう民間物流事業者等との連携を促進 〇(2-4-7) 孤立集落等へのドローンを活用した物資輸送【再掲】 ・車両等による輸送が困難な地域や有人航空機の離着陸が困難な地域へのドローンによる物資の輸送体制を整備	△行政職員が被災した際に物資輸送を行えるような体制づくりが必要

主な検討課題（現状認識）		検討の視点	取組内容の案	主な委員意見
2 被災直後・ 応急対応	(2-5) 応急仮設住宅の確保 避難者の生活を安定させるためには、迅速な応急仮設住宅・公営住宅等を確保することにより、迅速な被災者の住まいの再建を図ることが必要	多様な応急住宅確保	〇(2-5-1) 応急仮設住宅を迅速に提供するため、ニーズに応じプレハブメーカーや地元建設業組合との協働を進める ・資機材の提供が可能な民間事業者をデータベース化する等、ニーズに応じて迅速に提供できる仕組みを検討	▽仮設住宅の建設については、迅速に整備することを避難者から求められることが多いが、長期の避難を考慮するとしつかりした良い住宅を作るという視点も必要
		仮設住宅建設箇所の確保	〇(2-5-2) 大規模災害発生時に備えた応急仮設住宅建設箇所の確保推進 ・みなし仮設住宅の活用を検討	△仮設住宅は賃貸の場合（みなし仮設）もあるため、賃貸の内容がわかるような書きぶりにしていただきたい
		迅速に提供できる体制の確保	〇(2-5-3) 災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める 〇(2-5-4) 被災者支援に係る申請手続きの迅速化を進める ・民間団体と連携した、被災者への相談体制の構築 ・申請書類様式の簡素化等の実施 ◎(2-5-5) SNS等の積極的な活用とともに各避難所に配布資料での広報も行う	□物資供給等、民間事業者との協定を推進するべき △事業所との協定を締結するべき ▽災害時の窓口は、複数の部署にまたがるのではなく1本化し、被災者の負担を減らす工夫が必要
3 復旧 3 復旧 3 復旧	(3-1) インフラの被害・復旧対応の検討 ・インフラ、ライフラインが被害を受けた場合、長期の停電や断水が発生し被災者の生活に甚大な影響を与え、住民への支援が遅れるおそれがある。 ・府、市町村、インフラ・ライフライン事業者が連携し、迅速な応急復旧を行う体制を平時から構築する必要が	復旧に関する計画の整備	〇(3-1-1) 国・府と連携して各管理の道路啓開計画の実効性を確保する（道路管理者・自衛隊等による道路啓開計画）	
		事業者との連携体制を強化	〇(3-1-2) インフラ・ライフラインの復旧支援などについて、平時から、相互の連携体制の構築、資機材に関する相互情報提供や連携訓練の実施など、関係機関の連携強化を図る	△市と連携体制が整っている事業所を活用するべき ▽ライフライン事業者との訓練について、地域防災訓練以外を想定しているのであれば訓練計画を作成した上で訓練を実施する必要がある
		施設の耐震性の確保	〇(3-2-1) 市内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度を周知し、各医療機関の耐震化を促進 〇(3-2-2) 社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 ・様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導	
3 復旧 3 復旧	(3-2) 災害拠点病院等における業務継続性の確保 大規模地震発生に備えた医療・福祉施設の強靱化、被災後の迅速な復旧対応、災害時・通常時の連携体制の確保に向けた検討が必要	災害時の医療・福祉提供体制の確保	〇(3-2-3) 京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針の実効性を高める ・SCU（広域医療搬送拠点）の整備・充実について検討する 〇(3-2-4) 社会福祉施設等による災害時の業務継続計画（BCP）の策定を推進 〇(3-2-5) 病院におけるBCPの策定を推進	△福祉施設におけるBCPを推進するべき ▽BCP策定の推進において、市内医療機関や社会福祉施設における耐震診断及び耐震改修の推進とあわせ、各施設における非常用電源の新設、増設、リプレイスについても検討していただきたい
		円滑な災害ゴミの収集・処理	〇(3-3-1) 災害ゴミの臨時収集場所の用地の確保を進める 〇(3-3-2) 臨時収集場所内のレイアウトの事前作成 〇(3-3-3) 災害ゴミの分別について、市民やボランティアにわかりやすい周知、広報の方法を検討する	
4 復興 復興	(4-1) 復興計画の策定手順の検討 今後の大規模災害に備え、災害応急対策から復旧・復興、生活・生業再建支援までの一体的な復興に向けた事前準備が必要 発災後から10年後、20年後を見据えた復興の考え方を検討する	復興に向けた事前準備	〇(4-1-1) 復興に係る体制や行うべき事業を定めておくなど事前の準備に取り組む 〇(4-1-2) 大規模災害時に災害関連死が速やかに判定されるよう国・府への支援を進める 〇(4-1-3) 被災の影響を少なくするまちづくりや被害からの回復をいかに早くできるか、また、被災から10年後20年後を見据えたまちの復興について計画の検討を進める	▽復興編の記載について、他のフェーズと比べて少しボリュームが少ないように思えるため、国の資料や他市町村の計画も参照して、課題や視点、取組目標について、今後肉付けしていただけたらと思う ▽復興計画を策定する際に、コンサルベースで綺麗なものが完成したとしても、住民の心が入ったものかという点、そうでもないケースが実際にある。住民の方から上がってくるようなボトムアップの地域づくりが平時から必要になってくる。その意味では、対応力の取組を住民の方とプロセスを共にしていくことは、復興計画を長期的に考えていく上で必要